令和2年第4回潟上市議会定例会会議録(1日目)

○開 会 令和2年11月30日 午前10:00

○散 会 午後 2:40

○出席議員(16名)

木 壮 二 1番 鈴 2番 戸 3番 菅 理恵子 田 俊 樹 原 4番 生 望 6番 佐 藤 敏 雄 8番 中 Ш 光 博 瓜 9番 澤 井 昭二郎 10番 佐 藤 義 久 11番 伊 藤 正 吉

12番 藤 原 典 男 13番 堀 井 克 見 14番 菅 原 秀 雄

15番 小 林 悟 16番 大 谷 貞 廣 17番 児 玉 春 雄

18番 西村 武

○欠席議員(1名)

7番 鐙 仁志

○説明のための出席者

市 長 原 一 成 副 市 长 栗山 降 昌 藤 教 育 長 藤 素 子 総務部長 原 靖 仁 菅 工 市民生活部長 法 菅 原 別口 福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 産業建設部長 櫻 庭 春 樹 上下水道局長 渋 谷 春 教育部長 総務課長 伊 藤 貢 千 葉 秀 樹 企画政策課長 樹 財 政 課 長 菅 生 司 安 田 秀 学校教育課長 山 田 敬 輔 選挙管理委員会 · 監查委員事務局長 宮 崹 久 春 石 井 子 長寿社会課長 伊 藤 玉 栄 健康推進課長 幸 都市建設課長 修 産業課長 佐々木 渉 畠 Щ 文化スポーツ課長 櫻 庭 輝 雄

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 健 二 議会事務局次長 鈴 木 学

| - 2 - | |
|-------|--|
|-------|--|

令和2年第4回潟上市議会定例会日程表(第1号)

令和2年11月30日(1日目)午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告(議長、議会運営委員会委員長)

日程第 4 行政報告(市長、教育長)

日程第 5 議案第67号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正 する条例(案)について

日程第 6 議案第68号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例(案)について

日程第 7 議案第69号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例(案)について

日程第 8 議案第70号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例(案)について

日程第 9 議案第71号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)に ついて

日程第10 議案第72号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について

日程第11 議案第73号 潟上市記号式投票に関する条例を廃止する条例(案)について

日程第12 議案第74号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について

日程第13 議案第75号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第76号 ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について

日程第15 議案第77号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について

日程第16 議案第78号 体育施設2施設の指定管理者の指定について

日程第17 議案第79号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

- 日程第18 議案第80号 令和2年度潟上市一般会計補正予算(第9号) (案) について
- 日程第19 議案第81号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) (案) について
- 日程第20 議案第82号 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) (案) について
- 日程第21 議案第83号 令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) (案) について
- 日程第22 議案第84号 令和2年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号) (案) について
- 日程第23 同意第23号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について
- 日程第24 予算特別委員会の設置について
- 日程第25 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第26 陳情第10号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を 守るため、国に意見書を求める陳情
- 日程第27 陳情第11号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出 の陳情
- 日程第28 陳情第12号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意 見書提出の陳情
- 日程第29 陳情第13号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた 地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出 の陳情

午前10時00分 開会

○議長(西村 武) おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様です。 ただいまの出席議員は16名です。

なお、7番鐙 仁志議員から欠席の届け出がありますのでご報告致します。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長(西村 武) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番児玉春雄議員、1 番鈴木壮二議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長(西村 武) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの 16日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長(西村 武) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

- ○議長(西村 武) 次に、議会運営委員長からの報告を行います。 6 番佐藤議会運営委員長。
- ○議会運営委員長(佐藤敏雄) おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月17日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

11月25日には一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題と

して、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

次に、本定例会の運営についてご報告致します。

初めに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けたあとに予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、12月4日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については、各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については、特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会においては、当局より、提出議案の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託する ことと致します。

- 一般質問について申し上げます。
- 一般質問については、9名の通告者がありました。抽選の結果、12月2日の水曜日、 1番目に4番瓜生 望議員、2番目に6番佐藤敏雄議員、3番目に17番児玉春雄議員、 4番目に12番藤原典男議員、5番目に3番菅原理恵子議員、12月3日木曜日の1番目に 7番鐙 仁志議員、2番目に15番小林 悟議員、3番目に10番佐藤義久議員、4番目に 11番伊藤正吉議員の順となりましたので宜しくお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き一般質問は、効率的に節度を もってを念頭に行うことを確認しておりますので、趣旨をご理解のうえ適切に対応くだ さるようお願い致します。当局におかれましても、答弁等の対応は同様に効率的に行う ようお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月4日金曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

なお、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査においても、新型コロナウイルス感 染症対策のため、引き続き議事運営等について効率的に行うようお願い致します。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。

○議長(西村 武) これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告(施政方針)】

- ○議長(西村 武) 日程第4、行政報告を行います。 はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。
- ○市長(藤原一成) おはようございます。

本日ここに、令和2年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご出席を賜り誠にありがとうございます。提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、「第2次潟上市総合計画(後期基本計画)」の策定について申し上げます。 平成28年に策定した第2次潟上市総合計画前期基本計画における計画期間が令和2年度をもって終了することから、これまでの進捗状況や課題等を整理・分析し、本市を取り巻く環境の変化や住民ニーズを踏まえ、令和3年度を初年度とする後期基本計画の策定作業を進めています。この後期基本計画に掲げる取り組みは、地方版総合戦略において求められている取り組みとも一致することから、後期基本計画の重点テーマを、「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置づけ、本市が重要課題として取り組むべき施策を横断的、重点的に進めていく考えです。また本市の将来像「みんなで創るしあわせ実感都市潟上」の実現に向け、総合計画に掲げる政策の方向性は国際社会全体の開発目標であるSDGsの理念と重なるものと捉え、SDGsとの関連性も盛り込むこととしています。今後は、まちづくり市民会議やパブリック・コメントの実施を通じ市民からの意見聴取に努めます。議員各位には本日、計画の概要と策定スケジュールについての資料をお配りしていますが、今後、計画案を協議する機会を設けさせていただき、ご意見やご提言を踏まえ、次回定例会に後期基本計画(案)を提出する予定としています。

次に、「天王市民センター(仮称)」の整備について申し上げます。

生涯学習を含めた市民活動を総合的に支援し、多くの市民が集い交流できる施設とし

て整備を進めています「天王市民センター(仮称)建築工事」は、杭打ちや基礎工事を終え、現在は柱や梁などの躯体工事を順調に進めています。工事の進捗については、10 月末時点での出来高が約30%で、概ねスケジュールどおりに進んでいます。

なお、今後は広く市民の皆様から親しまれる施設とするため、施設の愛称を年明けから募集する予定です。

次に、「地域福祉計画(第3期)」の策定について申し上げます。

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるよう、地域にかかわるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめた令和3年4月を初年度とした「地域福祉計画(第3期)」の策定に取り組んでいます。本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及び関係団体等からのアンケートによるご意見、ご提言等を反映させるとともに、今後は外部委員で組織する福祉諸計画検討委員会の協議・検討を踏まえ、議員各位や市民の皆様のご意見を賜りながら策定作業を進めてまいります。

次に、防災・健康拠点施設「トレイクかたがみ」について申し上げます。

トレイクかたがみは、市民の健康寿命の延伸と地域防災力の強化に向けた事業を推進していくための拠点施設として、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」に採択され平成30年10月にオープンしました。以来、各種健康教室や講座などの実施により、市民はもとより周辺市町村の多くの皆様からもご利用いただいており、約2年間で累計来館者10万人を達成し、去る10月14日に来館者10万人達成セレモニーを行っています。今後も健康づくりの拠点施設として市民の健康寿命の延伸につながるよう、また地域防災力の強化に向け様々な取り組みを進めてまいります。

なお、10月23日には、秋田県市町村未来づくり協働プログラムのプロジェクトチーム 会議とアドバイザー検討会が開催されプロジェクトの検証作業を行っており、今後は、 県知事をトップとするあきた未来づくり本部会議へ事業成果等が報告され、そののち公 表される予定となっています。

次に、住民検診の進捗状況について申し上げます。

例年5月から7月にかけて、各地区で行う集団早朝検診並びに集団レディース検診は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止としていましたが、その代替として、当初から予定していた11月の日曜検診に加え、来年1月に9日間4会場において集団検診を実施します。3密を避けるため定員を設け時間指定での予約制として、11月は2日間で

380人の方が受診しており、1月は570人の方が受診予定です。現在、医療機関での特定 健診、後期高齢者健康診査、乳がん、子宮頸がん、骨粗鬆症検診は来年1月まで継続し ており、引き続き受診勧奨に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

水稲については、稲刈り作業は平年より早いスタートとなり、9月21日ころに最盛期を迎え、10月下旬にはほぼ刈り取りを終了しています。東北農政局秋田支局が発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「105」の「やや良」となっています。

転作大豆については、収穫時に曇天降雨が多く刈り取り作業はやや遅れたものの、10 月末でほぼ終了し、収穫量は平年並みの見込みです。

果樹の和梨については、10月27日に出荷で終了し、出荷数量は平年並みとなっています。市場単価は、他産地の出荷数量の減少や、新型コロナウイルスの影響により輸入果物が入りづらい状況であったことから、近年には例がないほどの高単価となっています。

花きの小菊については、7月の出荷開始からお盆・彼岸ともに好調な販売ができました。一方、輪菊については、新型コロナウイルスの影響による葬儀需要の縮小や、全国的に出荷時期が重なったことによる相場の下落があったことから、やや厳しい販売状況となっています。

冬期間農業として期待の高い施設栽培である花きのストックについては、天候不順により出荷が11月中旬からとやや遅れましたが、2月までの出荷を目指し管理作業を行っています。今後も、各種補助事業を活用しながら冬期間農業を推進してまいります。

次に、「共働事業に関する包括連携協定」の締結について申し上げます。

このたび、本市と兵庫県神戸市のビーフン最大手である「ケンミン食品株式会社」及び秋田県立大学のベンチャー企業である「株式会社スターチテック」の包括連携協定を11月20日に締結しました。秋田県立大学で開発されたジャポニカ由来の高アミロース米の「あきたさらり」や、レジスタントスターチ(難消化性澱粉)を多く含む米の新品種「まんぷくすらり」などを活用した高付加価値商品の開発を目指しながら、新市場の開拓に取り組んでいくものです。昨今では、米の消費率の減退が進行している中、官民学連携による地域農業の活性化並びに米の消費拡大に貢献できるよう取り組んでまいります。

次に、令和2年度の職員給与等に関する人事院勧告等について申し上げます。

国家公務員法及び地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与

との均衡と地域の民間給与の実情を、職員の給与水準に適切に反映する必要があるため、 毎年人事院や県人事委員会による職員の給与等に関する勧告が行われています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮しつつ、例年より2カ月ほど遅れ10月に国家公務員における人事院勧告が発表され、それを踏まえ、10月22日に秋田県人事委員会の勧告が段階的に発表されています。県人事委員会の勧告は、本年4月時点における秋田県職員の月例給与と県内民間給与の較差が0.05%191円上回っていますが概ね均衡していることから給料表の改定は行わず、期末・勤勉手当については、県内民間の年間支給割合に合わせ支給率を0.05月分引き下げ、年間支給割合を4.30月とするものです。本市においても、これまで同様に県人事委員会勧告に準拠し、一般職の期末手当の年間支給率等を改訂するものです。これによる影響額は約650万円であります。

なお、期末手当は令和2年12月1日に適用するため、同様の改正となる特別職と会計 年度任用職員の給与に関する条例の3つの条例改正案を本定例会に提出しています。

次に、令和3年度当初予算編成方針の概要を申し上げます。

7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、新型コロナウイルス感染症の拡大による日本経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない正に国難ともいうべき局面に直面しており、極めて厳しい状況にあるとしています。また令和3年度の予算編成については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、令和3年度予算編成の基本方針でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うとしています。本市においてもこうした国の動向に注視し、適切に対応していかなければなりません。本市の財政状況は、地方交付税の大幅な減額及び大規模事業の実施による公債費の増などにより、当初予算において財政調整基金繰入金を財源として組み込まなければ収支均衡が保てない状況が続いており、令和3年度以降においても厳しい状況が続くと予想されます。令和3年度当初予算は、市長選挙があるため骨格予算として編成しますが、Withコロナを意識した事業のあり方を探求し、令和3年度を始期とする第2次潟上市総合計画(後期基本計画)に盛り込まれる諸施策を推進するため、職員の創造力と行動力を結集させて取り組んでまいります。

本定例会には、議案として潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてほか6件の条例案、天王漁業集落運動広場等5件の指定管理者の指定について、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、令和2年度潟上

市一般会計補正予算(案)、各特別会計補正予算(案)4件、潟上市豊川財産区管理委員の選任についての人事案件を提出しています。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しています議案の概要です。ご審議いただき、 適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、私からの報告と致します。

【教育長の行政報告(教育行政方針)】

- ○議長(西村 武) 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。
- ○教育長(工藤素子) それでは、市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告 を申し上げます。

まずはじめに、本市の幼稚園、小中学校の卒業生であるパラ・アスリートの菅原紘汰 さんが先般、宮城県で行われたパラ競泳秋季記録会50m背泳ぎ運動機能障害S5クラス において、日本新記録を達成されたことを心からお祝い申し上げ、パラリンピック東京 大会に向けての今後のご活躍を心からお祈り致します。

それでははじめに、学校におけるICT環境の整備事業について申し上げます。

子どもたち1人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す国のGIGAスクール構想の実現に基づいた本市の整備事業については、本年度中の整備に向け、現在学習用情報端末等の購入を進めております。またあわせて、インターネットへの接続環境が整っていない家庭への貸与を目的としたモバイルルータの購入について、国の補助金の交付決定があったことから、購入費等関係予算を本定例会に提出しております。

次に、社会体育施設の管理・運営について申し上げます。

本市が管理・運営している社会体育施設については、段階的に指定管理者制度の導入 を進めており、令和3年度から導入する「天王総合体育館」「天王中央庭球場」の指定 管理者を指定するため、10月に指定管理者の公募を行い、11月9日開催の指定管理者選 定委員会により候補者を選定致しましたので、本定例会に関連議案を提出しております。 次に、社会教育事業について申し上げます。

来年1月に開催を予定しておりました潟上市書き初め大会、潟上市書き初め展及びかたがみ写真展については、新型コロナウイルス感染症終息の見通しがたっていないことから中止致します。

なお、潟上市書道展については12月に開催致します。

次に、「高校生通学費助成事業」について申し上げます。

「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における事業として、平成28年度から公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生の保護者の経済的負担の軽減等を目的に通学費の一部を助成しておりますが、総合戦略の計画期間終了にあわせ事業の見直しを行った結果、来年度以降は代替事業を実施することを検討しております。

次に、天王こども園(仮称)新築工事の進捗状況について申し上げます。

現在は基礎工事を実施しており、来月からは外部足場を設置し、引き続き躯体工事を進めてまいります。

なお、10月末での進捗率は約15%となっております。

最後に、保育施設の新規設置認可等の状況について申し上げます。

秋田県内で保育施設を運営している「みなと園」及び「株式会社ニチイ学館」から、 新規施設開設のための事前協議書を受理しております。両事業者が設置を希望する保育 提供区域は天王南中学校区で、どちらも0歳児から2歳児を対象に定員を19名とする小 規模保育施設であります。

両事業者の設置認可等について、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、 潟上市子ども・子育て会議を11月2日に開催して審議した結果、利用定員の区分設定お よび施設規模等が潟上市子ども・子育て支援事業計画に基づいているほか、保育施設の 運営管理能力や保育サービスの提供実績のある保育事業者により、保育の受け皿が拡充 されることから承認をいただいたところであります。両事業者からは、それぞれ追分地 区の自治会及び地域住民に説明し、保育施設の設置にご理解をいただいたことの報告を 受けております。

なお、このことにより、小規模保育施設のうち、みなと園が年度内の開園を予定していることから特定地域型保育給付の対象となるため、関係予算を本定例会に提出しております。

以上が、教育関係の行政報告であります。

○議長(西村 武) これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第67号 潟上市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第5、議案第67号、潟上市議会議員の議員報酬等に関する条例 の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第67号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

のちほど議案第69号でもご説明致しますが、県の人事委員会勧告により、一般職の職員について期末手当の支給割合を年間0.05カ月引き下げる条例案を提出しております。

本条例案につきましては、一般職の職員の支給割合の引き下げを参考として、潟上市議会の議員の期末手当について、支給割合を年間0.05カ月引き下げるものでございます。

本条例案の第1条では、令和2年度分の支給割合として「1.625カ月」から「1.575カ月」に改め、第2条では、令和3年度分の支給割合として「1.575カ月」から「1.6カ月」に改めております。これにより、年間の支給割合が、令和2年度は、6月期1.625カ月、12月期1.575カ月で3.2カ月、令和3年度は、6月期、12月期ともに1.6カ月で3.2カ月となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定については令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。
- ○2番(戸田俊樹) 先ほど市長の行政報告にもありまして、人事院勧告に基づき引き下げるということでございますけれども、現状、私ども議員の業務実態といいますか、議会があれば議会に出ることと他の行事等いろいろあるわけで、関連しますと、コロナ禍の中での本来の活動ができておらない実情を踏まえると、国、県の考え方のとおりで何ら潟上市の基本的な考えというのがどこにあるやなしやということで、所見を市長でも結構ですし副市長でも結構ですしお願いしたいと思います。
- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) ただいまの戸田議員さんのご質問にご説明致します。

この議員報酬等についての提案を当局からするべきかどうかということがまず1点ありました、我々当局側としては。これはさておきまして、私どものこの給与等に関する考え方ということですが、これは国がまず人事院勧告をして、それからそれを受けて県の人事委員会が国の人事院も県の人事委員会も、所定の調査等のできる日があってやっ

ていると。ところがこれまで潟上市、これはまたご意見賜ればと思うのですが、潟上市の民間企業が一体どのくらい給料を出しているのかどうかということの調査は、今まで一度もしていないということがあるわけです。つまり私どもには、それを上げる、下げるという証拠、エビデンスがない。そうすると、我々がこれまでやってきた県の人事委員会等に準拠してと先ほど申し上げましたが、それが正当か否かということになります。今回、国が示した給与に関しては据え置き、これ県もそうです。これは、先ほど県の方であったとおり若干県の職員が高い。ところが、我々潟上市の職員と県の職員の給与を比較してみると、これは県の方が高いのです。ということは、私どもについては、それをそれ相応に引き上げるべきかどうかということは議論はしなくちゃならないですが、ただ、現下のコロナの状況を鑑みて、上げるということはまったく選択肢としては私は考えませんでした。それでさらに、ラスパイラル等を見ても、わが市の職員の給与がそれほど高いかというとそんなことはないわけです。それで今回に関して言うと、その国が示したものそれから県が示したものについて、準拠することが私として正当であるということでご提案申し上げています。

それからもう一点、いわゆる期末手当、いわゆるボーナスですが、これについては、 しばらくぶりに引き下げということになっています。これはご案内のとおり、コロナ禍 において今般、運輸関係や飲食業等そういったコロナの影響が甚大である企業を中心と して、かなり期末手当については引き下げないしは手当が出ないという状況が出ていま す。これも国の方で調べ、そして県の人事委員会の方で調べ、その支給割合を0.05カ月 引き下げるということで、引き下げということは、基本的にはかなり重たい決断であっ たのではないかということです。それと、この率についてどう考えるかということです。 これは、またこの人事院の勧告それから県の人事委員会のその給与の提言については、 いろいろご議論がしていただければと思っていますけれども、いわゆるその期末手当、 これをもっと引き下げればいいのかどうか。つまり、民間並みにそういったものを我々 として調べてやるのか、それともそれはそれ相応の私どもの理屈が必要になってきます、 今度は。つまり調査をして、さらに言うと昔の公共政策から言うと、世の中が不況に傾 いたときには、公的な支出を増やすということが財政政策上正当であると言われてきて おりました。昔失業対策、失対というような事業がありましたけれども、民間に失業が たくさん出てきた場合に、公共事業を増やしてそこに雇用を創出して景気を上向くとい うのが、これが財政政策の基本政策だったわけです。ところが近年においては、これは

私ども公務員が反省せねばならない、議員の皆さんも公務員でいらっしゃるわけですけ れども反省しなければならないのか、そこあたりがどうもわからなくなってきている、 財政政策の行方が。そういうことになってきた場合に、民間が下がって公共も下げてい くということは、全部下げるということになります。ですからこういった、私は当然経 済の専門家でもないわけですけれども、そういったことのご意見も経済やそういった方 の専門家の意見も仰ぎつつ、我々の給与がいったいどこが適正かということが、国の人 事院や県の人事委員会に準拠することがそれほど不適切なのかどうかというようなこと も含めて検討しなくてはならないということになります。ですから私としては、今般の この判断は、私としてはこれは正鵠を得ているということで、議員報酬並びにこのあと 一般職員それから特別職、会計年度任用職員と続くわけですけれども、私は今回の判断 は、それが正当であるということでご提案申し上げております。ですので、ただこれに ついては、我々としては、我々は独立した自治体ですから、我々として決められること ではあるということはたぶん戸田先生、そういうことをおっしゃりたいのだと思うので す。だから我々主体として、きちんと考えたうえで判断を示して議会の方に提案してき なさいということだったと思うのです。我々としても、それについては私もまったく同 感でございますので、それについて、ただこの3万人くらいの規模の市町村で私が知り 得る限り、民間企業の給与調査等を行っている自治体というのはあまりない、私自体は 知らないわけです。ですからそこらあたりももう少し調べさせていただきながら、来年 度に向けた改定について、また議会それから当局との議論を活発にしていければなと 思っております。今回については、そのような考えでご提案しております。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) 2番戸田議員。
- ○2番(戸田俊樹) 市長から丁寧な説明をいただきました。こんな経済情勢の中で、このような議員の手当が現状のようなものであるということについては、一般市民のちょっと感情論からいいますといかがなものかというご意見は私も市民からいただいておるわけで、事前に議員報酬等の審議会等開催したのかとか、それから議会の声も反映されたのかどうか。その辺のことについても若干ご報告いただきたいと思います。
- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) お答え致します。

今回の、先ほど申し上げたとおり、人事院の勧告及び県の人事委員会の我々に対する

というよりは県の方で決めたものについては、私はそれに準拠することが正当であろうと思っておりました。ですから、戸田先生ご指摘のその審議委員会それから議会の方にということは、確か議運の方で、今回議会の方から発議されますかどうですかというご相談はしました。そうしたら当局からせよということですので、私どもから今回させていただいています。ですからそこあたりも、戸田先生のお考えからすると、もうちょっと深く議論を重ね、そして丁寧に議論を尽くした方がいいというお考えだと思いますので、その件については今後の検討材料ということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認めます。 それでは討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されま した。

【日程第6、議案第68号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第6、議案第68号、潟上市特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の3ページをお開き願います。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により、期末手当の支給割合を改 定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明いたします。

先ほどの議案第67号と同様、期末手当の支給割合を年間0.05カ月引き下げるものでご

ざいます。

第1条では、令和2年度分の支給割合として「1.625カ月」から「1.575カ月」に改め、第2条では、令和3年度分の支給割合として「1.575カ月」から「1.6カ月」に改めております。

年間の支給割合についても議案第67号と同様、令和2年度、令和3年度ともに3.2カ月でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されま した。

【日程第7、議案第69号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第7、議案第69号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第69号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の5ページをお開き願います。

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告を参考とし、期末手当の支給割合 等を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

はじめに、人勧内容と本市の方針について概要をご説明致します。

秋田県人事委員会に10月に行った職員の給与等に関する報告及び勧告では、実施した 民間給与の調査結果は、県職員給与と比較して平均191円民間給与が下回っているが、 率にして0.05%と小さく概ね均衡しているため、給料表の改定は行わないとしておりま す。

また期末勤勉手当については、民間の支給割合年間4.29カ月と見合うよう0.05カ月引き下げ、年間4.30カ月にするべきとしております。本市においては県を参考とし、期末手当の支給割合を0.05カ月引き下げ年間2.45カ月とし、勤勉手当の年間支給割合1.85カ月と合わせ、期末勤勉手当の年間支給割合を4.30カ月とするものでございます。

再任用職員につきましても同様に、年間0.05カ月の引き下げとなります。この場合、期末手当の年間支給割合は1.35カ月となり、勤勉手当の年間支給割合0.9カ月と合わせ、期末勤勉手当の年間支給割合は2.25カ月となります。

次に、主な改正内容についてご説明致します。

本条例案の第1条では、令和2年度分の期末手当の支給割合を「1.25カ月」から「1.20カ月」に改めておりますが、再任用職員については「0.7カ月」を「0.65カ月」に改めております。また、55歳に達した職員の昇給について、そのものの勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するに改めております。

第2条では、令和3年度分の期末手当の支給割合を「1.2カ月」から「1.225カ月」に 改めておりますが、再任用職員については「0.65カ月」を「0.675カ月」に改めており ます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 職員の給与の問題については、直接毎月の生活にかかわるものであるので、私はこの手当を含め引き下げるものではないと思うのです。それで今回の引き下げにあたって、平均でどれくらいの引き下げになるのか、そこら辺伺いたいと思いますけれども。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原靖仁) ただいまのご質問にお答えします。

平均の引き下げ、1人当たりの平均ということでよろしいでしょうか。1人当たりと

いうよりも全体の影響額としましては約650万円ということでありまして、それを557人で大体割れば1人当たりが出てくるということであります。

以上です。

- ○議長(西村 武) 12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 557人で割ればということのようなのですけれども、高い人も低い人もいるのは当然なのですけれども、平均で金額としてどれくらいの引き下げになるかということをお聞きしたかったのですけれどもどうでしょうか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原靖仁) ただいまのご質問にお答え致します。 全体で650万円、それで平均としまして大体1万円くらいということであります。 以上です。
- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
 - 【日程第8、議案第70号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を 改正する条例(案)について】
- ○議長(西村 武) 日程第8、議案第70号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第70号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定

するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

はじめに、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合の経過措置について ご説明致します。

パートタイム会計年度任用職員については、経過措置により令和2年度の期末手当の年間支給割合を1.25カ月、令和3年度を1.875カ月としております。通常は、一般職の職員と同様に2.5カ月でございます。今回の給与改定においても、経過措置の期間内でございますので経過措置を反映した引き下げとなります。

なお、経過措置につきましては、昨年の第4回定例会において議決いただいたもので ございます。

それでは、改正内容についてご説明致します。

本条例案の第 1 条では、令和 2 年度分の期末手当の支給割合を「0.625カ月」から「0.6カ月」に改めております。第 2 条では、令和 3 年度分の期末手当の支給割合を「0.9375カ月」から「0.91875カ月」に改めております。これにより年間の支給割合が、令和 2 年度は 6 月期 0.625カ月、12 月期 0.6カ月で1.225カ月、令和 3 年度は 6 月期、12月期ともに0.91875カ月で1.8375カ月となります。令和 4 年度からは経過措置がございませんので、通常の支給割合である「年2.5カ月」から年間0.05カ月引き下げ「年2.45カ月」となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定については令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 職員と一緒に任用職員の方も一生懸命市のいろんな行政を支えるために頑張っていると思うのですけれども、明らかなことは、職員の給与と比べてやっぱりちょっと低いということは皆さんおわかりだと思うのですが、この任用職員については、この減額の対象に私はすべきではないと考えるのですけれども、そこら辺についてどのように考えていますか。

それからあとは、職員給与でも聞きましたけれども、平均でどのくらいの減額になるのか、そこら辺2つお願いしたいと思います。

○議長(西村 武) 菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) ただいまのご質問にお答え致します。

会計年度任用職員の分については、引き下げるべきじゃないというご意見だと思いますが、あくまでも会計年度任用職員も一般職の職員にならって、今回引き下げるということであります。

あと平均でありますが、先ほどの平均の中で1万円程度、それも含めての平均であります。

以上です。

- ○議長(西村 武) 12番藤原議員。
- ○12番(藤原典男) 一般職員と同じく引き下げということなのですけれども、私言ったのは、やっぱり職員の給与と比べてやっぱりちょっと低いということがハンデとしてありますので、そこは私そういうこともあるので引き下げの対象には私はしない方が、それは市独自でそういうことはできると思うので、そこら辺については、決めるときは結構やっぱり苦しい思いをしたと思うのですけれども、私は任用職員については、そこは市独自ではずすべきじゃなかったのかと思うのですが、そこら辺についてはできなかったのですか。
- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) 藤原議員のご質問にお答え致します。

何をもって会計年度任用職員と一般職のその給与を切り分けるかという理屈が必要です。人情的には、今先生おっしゃったことはわかります。その額が低いからどうだこうだというのはわかります。ところが、会計年度任用職員も我々も、当たり前ですけれども頼りにすべき立派な仲間なわけでして、それが平均としてこのボーナスの方ですけれども0.05カ月引き下げということになった場合には、私はそこには区別を設けるべきではないという判断で致しました。我々市として独自にできるかどうかというのは、おっしゃる先ほど申し上げたとおりできるわけです。できるわけですが、そこになぜ会計年度任用職員だけ一般の職員と違ってそこを留めおくかという理屈が必要になってきて、例えば、会計年度任用職員が今ほかの他市町村ないしはほかの自治体と比べて、著しくわが市の給料表が低いというそういうものがあった場合に、我々としてはそこを補正するために、今回の引き下げについては見送るとかそういう理由があるとは思うのですが、今回についてはそのような理由は私には見受けられなかったということで、一般職と同様、引き下げということにさせていただきました。

以上です。

- ○議長(西村 武) 宜しいですか。 ほかにございませんか。2番戸田議員。
- ○2番(戸田俊樹) 先ほど総務部長が職員数、正職員並びに会計年度採用のもの合わせて557人としゃべったのですけれども、先日、議案書の間違いがあるということで、補正予算書の間違いがあるということで交換させてくれということがあって、よく見ると、人の数が合わないのです、職員数が。配付されたものを見ますと306人、校正されたものが308人、正職員数が255人でマイナス2になっているから、これがこの場で聞くべきことじゃないかもしれませんけれども、どうしてこのような職員数を間違えて計算されているか。これはどこかにミスをしたのです、機械がミスをしたのか誰かがやったのです。こういうことがあって、補正予算書を全部差し替えしてくれということがあったので、そういうどちらがどういうことで正しいのか。会計年度任用職員の人数というのは実際何人おられるのですか。これはっきりしないと、総予算で650万円云々に影響があるのだということですけれども、この辺の基本の基は間違うというのは、議員として我々は、与えられた資料の中で判断すべきことであって。どう考えますか。議長、当局の答弁をお願いします。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原靖仁) ただいまのご質問にお答えします。

先ほど557人と申し上げたのは、特別職 3 人を含めて正職員と運転手 7 人それから再任用職員合わせまして557人ということであります。この一般会計の補正予算書の後ろの方の21ページの職員数でありますが、会計年度任用職員これ308人でございますが、これ途中でこのときの、会計年度任用職員というのは出入りが結構ありますのでそのときに。それでちょっと人数が合わないという場合があります。

以上です。

- ○議長(西村 武) 2番戸田議員。
- ○2番(戸田俊樹) そんな計算をされておるということですからわかりますけれども、 議会を招集するという告示されて資料を出されてその後2人辞めましたと言って出して くれた資料は、そういうのは、もうここで時系列で決めましたと締めたところでいいわ けですから校正する必要はありませんでしたよ。ただ給与の計算をされた場合に差が出 たときに、不用額として計上されたというときになぜかということになるかもしれま

せんけれどもそれは先の話ですから。どういうふうに考えますか。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原靖仁) ただいまのご質問にお答えします。

当初、告示後に議員の皆様に配付したその会計年度任用職員の人数といいますのは確か306人で、あとで308人に差し替えていただきました。ですが、そのときの数字が単純にこちらで間違っていたものですから、事前にその議会の初日に期間が結構ありましたので、事前に差し替えさせていただいた状況であります。

以上です。

○議長(西村 武) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されま した。

あらかじめ申し上げますけれども、議案第71号から議案第78号につきましては、所管 の常任委員会付託のうえ詳細審査が行われることから、質疑は大綱的なものとすること にとどめるようお願い致します。

当局からの答弁もまた常任委員会の説明内容まで踏み込んだものは求めませんので、大綱的に説明を求めます。

これから付託議案に入る前に、20分まで休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第9、議案第71号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)につ

いて

○議長(西村 武) 日程第9、議案第71号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第71号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

- ○議長(西村 武) 菅原市民生活部長。
- ○市民生活部長(菅原 剛) 議案第71号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例(案)について。

それでは、議案書の9ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例 の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明致します。

令和3年1月1日に施行される改正所得税法により個人所得課税が見直しされ、給与 所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられることになっております。このため、 国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにする必要が生じてございま す。

本条例案では、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。これにより、給与所得者や年金所得者においては、これまでどおりの負担軽減が図られるものでございます。

試算では、本条例案で影響のある世帯は、7割軽減で147世帯259人、5割軽減で131世帯237人、2割軽減で102世帯182人、全体の影響額は911万5,000円の見込みでございます。

なお、この条例は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分以降の国民健康保険 税について適用するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 本案は、総務文教常任委員会へ付託します。
- 【日程第10、議案第72号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について】
- ○議長(西村 武) 日程第10、議案第72号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。 議案第72号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) それでは、議案書の12ページをお願い致します。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及 び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省 令の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。あわせて、参考資料19ページの新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容についてご説明致します。

条例第5条第2項にただし書を新設し、主任介護支援専門員、これは主任ケアマネージャーのことでございますけれども、これの確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合には、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予し、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものでございます。

附則第2項の改正は、管理者要件の経過措置の有効期限を令和9年3月31日まで延長するものです。

附則第3項については、令和3年4月1日以降の経過措置の対象を同年3月31日時点で居宅介護支援事業所の管理者であった介護支援専門員が、引き続き当該事業所の管理者である場合に限定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第5条第2項 の改正規定及び同項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行するも のでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

- ○12番(藤原典男) 最近の情報というかニュースによれば、コロナ禍の中で介護の専門員の方、特に訪問介護をする方が、コロナの関係で訪問介護をする方が今ずっと減って慢性的な人員不足ということが言われておりますけれども、これはそれとは直接関係があるのかどうなのかということも含めて、なぜこの主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合にこういうふうな処置をとったのかという、背景についてちょっと伺いたいと思うのですけれどもどうでしょうか。
- ○議長(西村 武) 仲山福祉保健部長。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、在宅で介護されている方々にご支援をされる介護福祉士の方々が減っているという現状でございますけれども、潟上市におきましても、各事業所等でそういった介護従事者の減少が多少ではありますけれども見られておりますし、また募集をしてもなかなか集まってこないという現状はお聞きしておりますので、行政としましても、このあと何らかの手を打てればなと考えてございます。

ご質問の2点目でございますけれども、今回の介護居宅施設の管理者の件でございま して、従来ですと、施設の管理者責任者は介護支援専門員でいいですよということでご ざいましたが、平成18年に若干の制度の改正が行われまして、そういった施設の管理者 につきましては主任、ケアマネージャーの資格を有するものとなってございます。この 通常のケアマネージャーと主任ケアマネさんの違いといいますのは、主任ケアマネさん の資格を得るためには5年間のケアマネージャーの経験が必要で、さらにきちっとした 講習会を受講したものというものの要件がございます。そういったものをきちっと担保 して、介護施設の正しい運営に資するようにということでの改正を行っておりまして来 年度からとなってございます。ただし今現在、通常のケアマネさんが施設管理をしてい る方々につきましては、どうしてもそのケアマネの経験が5年以上という要件がござい まして、なかなかすぐに主任ケアマネを取るというわけにはいきませんので、そのため に猶予を持っているということでございます。ただしご質問にありましたように、万が 一何かあった場合というのは、現在主任ケアマネさんが介護施設の施設長をしている際 に、このあと、例えば死亡とかそれから長期の入院等そういったものが発生した場合に はこれはやむを得ないという理由がございますので、この分については猶予致しますよ という規定でございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) 12番藤原議員。
- ○12番(藤原典男) 今看護師と比べて、当初発足のときから介護制度が当初の発足のときから、介護をする方の給与が非常に低いということが言われておりまして、これがやはりずっと上がらないまま引き続いてこういう状態が続いていること事態が、介護の職員がなかなか増えない背景が私あると思うのです。それで本市においても、この条例を適用しなければならないという事例は今のところはないと思うのですけれども、そこら辺はどうですか。
- ○議長(西村 武) 仲山福祉保健部長。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

潟上市にございます居宅介護支援センターでございますけれども、全部で15の施設がございます。このうち1つは、市役所の1階にあります包括支援センターもその事業所に含まれますけれども、現在、主任ケアマネージャーの方でない方が施設の管理者になっているところが2カ所ございますけれども、これにつきましては、今年度中に主任ケアマネの資格を取得するということで報告をいただいておりますけれども、まだその結果については確認してございませんが今のところは2施設、できれば今年度中に資格を取るという状況になってございます。

以上です。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第73号 潟上市記号式投票に関する条例を廃止する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第11、議案第73号、潟上市記号式投票に関する条例を廃止する 条例(案)についてを議題とします。

議案第73号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の14ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市長選挙の当日投票の方式について、現行の記号式投

票から記名式投票に変更するため、条例を廃止するものでございます。

廃止の理由でございますが、投票者にとってわかりやすい投票環境とするためでございます。基本的に、潟上市長選挙は秋田県知事選挙と同時に行われます。また、潟上市議会議員に欠員が生じている場合には補欠選挙も同時に行われます。この場合、記名式投票と記号式投票が混在し、混乱する方もおられます。そのため、記名式投票に統一するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第74号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について】

○議長(西村 武) 日程第12、議案第74号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定 についてを議題とします。

議案第74号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長(櫻庭春樹) それでは、議案書の16ページ及び参考資料の22ページをお 開き願います。

なお、議案第74号から第78号までの指定管理者の指定について本日、参考資料を配付 しております。内容は、選定委員会の審議内容についてでございます。各議案説明の際 にあわせてご参照ください。

それでは、説明致します。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

- 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。天王漁業集落運動広場。
- 2. 指定管理者となる団体。秋田県潟上市天王字江川56番地2、江川自治会会長石井博。

なお、施設及び団体の概要が参考資料にございますのでご参照ください。

3. 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。

令和2年11月30日提出 潟上市長 藤原一成

天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定につきましては、市と致しまして、地元の施設は地元で管理することが望ましいと考える中で、前回と同様に当該施設の管理について、江川自治会から指定管理者指定申請書が提出され内容を精査検討した結果、これまでの管理実績が良好であったことから、11月10日の指定管理者選定委員会で審議し再度選定するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第75号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について】

○議長(西村 武) 日程第13、議案第75号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第75号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長(櫻庭春樹) それでは、議案書の17ページ及び参考資料の24ページをお 開き願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

- 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。潟上市天王ふれあい交流センター、 潟上市鞍掛沼公園展望塔、潟上市農山漁村活性化施設。それぞれ、天王温泉くらら、天 王スカイタワー、食菜館くららのことでございます。
- 2. 指定管理者となる団体。秋田県潟上市天王字江川上谷地109番地2、天王グリーンランド株式会社代表取締役栗山隆昌。

なお、施設及び団体の概要が参考資料にございますのでご参照ください。

3. 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。 令和2年11月30日提出、潟上市長藤原一成。

天王グリーンランド株式会社は、これまで当該3施設の指定管理者として管理実績を 残しております。さらに施設の性質上、特に重要とされる安全衛生管理面、サービス面 において優れており、3施設を一体化とした効率的でありかつサービスの向上のための 取り組みが具体的に示され、施設機能の活用等、効果的な管理運営が期待できるものと 認められたことから、指定管理者に指定するものでございます。 以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。(「なし」の声あり)
- ○議長(西村 武) 13番堀井克見議員。
- このようなグリーンランド、議長が冒頭に話あったとおり、所管 ○ 1 3 番 (堀井克見) の委員会に付託されるということで、詳細の質疑等々は委員会に譲りたいと思いますが、 この間、先般の会議で指定管理云々についての話が出たときに、まあそれを判定するた めの資料等いただきたいということを申し上げました。それに沿ってこれ今回出された のだろうと思いますのでありがとうございました。懇切丁寧に委員9名等々ありますが、 私から言いますと、これ嫌味でもないし率直に思うことをちょっと2、3お話しないと 所管の委員会も審査しづらい、どこまで言っていいかわからない感じもあるかもしれま せんので、しかも、6人いる委員が5人よりおりませんから所管の委員は、産業建設で すから。そこら辺も全体的に見てお話ししますが、1点はこの内容、総合評価という中 で、数字とかそういうものはそれはそれとしていいのですが、例えば安全衛生管理とか サービス面で優れているとか3施設一体云々ということを書いてあります。私一番知り たいことは、この施設がスタートして25年くらい、地域に貢献したということは十分わ かりますけれども、ただやっぱり時代は変遷していきますから時代のニーズも変化しま す。その中でよく耐えてきたな、頑張ってきたなということは評価します。常々財政出 動もしてきました、今まで。そういう中で検証した結果、ずばり言いますが現状の経営 内容は、この段階で話せる内容ぎりぎりのところまで、今どういう状態にあるのかない のか。

それからもう一つはそれを踏まえて、しからば今後5年間指定管理をお願いするというかする場合において、今後の課題というのがなかったのかあるのか。あるとするならばどういう将来にわたってのシミュレーションをもっているのか。

3点目は、この5年間というのは結構短いようで長い、長いようで短いかもしれませんが、私どもチェックする議会、議員側からいきますと、仮に今回5年をクリアすれば、次の任期4年終わってもあともうチェックする機会すら与えられないと。しかしながら日進月歩の時代の中で、もう5年も議決機関がチェックできないというのははたしてどうなのか。何を基準にして5年でなければならないという根拠はなんなのか。私は

やっぱり、少なくとも3年あるいは場合によっては2年くらいの時代の変遷とともに、しかも現状コロナ禍等々において変化しているわけです。それはきちっと我々も市民負託を受けている議会としてチェックしたい。そういうものを普通に提案してくるのが私はやっぱり当局としての市民目線ではないかなということを感じながら、なぜこの5年にこだわるのか。このことを明確にひとつご説明いただきたい。今その答弁によってまた再度。ただやっぱり、大綱質疑という議長の話もありました。質疑は短めにということもありましたけれども、コロナ、コロナというけれども、なんでもやっぱりほっかぶりするわけにいきませんからきちっとやっていかないと。これ5年許すと、少なくとも億単位でもって潟上の税金出動するのみならず、トレイクかたがみであれそれからブルーメッセであれ、これ、かければ大変な金額になります税金の出動が。それを議会が5年間委ねると。ほかもいろいろありますけれども。そのためにも、私はやっぱりここが入口、ここでやっぱりきちっとしておかなければ、議員たるもの議会が何やっているんだと言われたときに返す言葉もなくなるという私はものの考え方でとおっていますのでどうぞひとつ、できるだけ明確に。それを踏まえて所管委員会でもってさらにウイングを広げる、深める質疑をお願いしたいと思いますがいかがですか。

- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) 今の堀井議員のご質問にお答え致します。

3つありました。その3つ目からお答えさせていただきます。

なぜ5年間なのかということです。そもそも指定管理者制度は何のために国が導入し、多くの地方自治体が導入してきたかというそもそも論のところからお話させていただきます。これは、公のそういった施設等を、民間の手法を使ってなるべく効率的にそして民間の長所を生かした市民に対するサービスの向上を目指してということでございます。それでこれは指定管理者制度の場合は、私どもがお願いする側そしてもう一方が、今回の場合は天王グリーンランド株式会社ということになりますが、これは基本的には、我々が条件を示したうえで対等な立場の契約という形をとるということが決められています。その際に、一般に多くとられているこの期間については、一番最初の指定管理期間は大体概ね3年が多ございます。これはやはり、一番最初でその業務がきちんとやれるかということを、今堀井先生おっしゃったとおり、短めの期間でチェックするためにそうしております。その次からの再指定からの契約期間の例を大体見ると、これはほぼ私の知り得る限り5年以上となっています。中には10年というものもございます。これ

はなぜかというと、先ほどの、契約は対等であるというところを少しお考えいただいて、 相手側の民間企業ないしは民間団体が、この事業を始めるにあたって何人かの雇用を致 します、人を雇います。そしてその雇用についても、なるべく安定的にするという観点 とそれから対等であるということで、あまり短くころころ変わってしまうと、結局はそ の方の雇用を中止せざるを得ないということで、ある意味失業ということになってしま います。そういった観点から、概ね大体最初の指定が3年、そして2回目の指定以降は 5年以上ということを規定しています。ただ、これを今回こういったことで今回は5年 間ということにしておりますが、今堀井先生がご指摘になった経営内容はということで ございますが、決してコロナを言い訳にするわけではありませんが、経営状態は、例え ば宴会に関してはほぼ皆無の状況ということです。それから、最近になって次第にお客 様が戻ってまいりましたが、温泉関係についてもこれもかなり大きいコロナの打撃を受 けていた。ただ議会のご理解もあって、入浴料を100円アップしたことによって、そこ の傷については少なめになっているものの、やっと入浴をされる方が増えてきたかなと いう状況ですが、また今一般に言われる第3波ということで懸念しております。さらに 経営内容については、ですからかなり厳しい状況ということなのですが、それはこのコ ロナに留まらず、堀井先生たぶんこういうことを指摘したかったのではないかと思いま すが、やはり構造的なグリーンランド株式会社が持つその課題というものがあって、そ れがやはりそれを改善していかないといけないのだという私はご指摘と承ったわけです が、まず1つは、このグリーンランドはすぐそこにありますから皆さんもご利用いただ いているとおりなのですが、入浴施設それからいわゆる道の駅としてのタワーを中心と したああいった展望施設、それからもう一つがいわゆる食菜館の産直センターでありま す。この3つで、これまで実は、その組織がこれまで一体的になっていたかというと必 ずしもそうではありませんでした。前社長のころから、食菜館とそれからほかの部門で 分かれていたいわゆる責任者を統合していって、今現在は、私もそこの課題については 重いというような認識の中で、今副市長に社長をお願いしているところであります。例 えばどういうことかというと、レストランが複数あって、民間であれば普通であれば、 こちらにお客さんがいないときはこちらから人を回すとかそういう融通がかなりきいて、 実は採算ベースにして黒字を上げていくということがあるのですが、なかなかそういう 体制が今まで組織として、中で2つに分かれていたそのなごりといいますかそういった ものがあってなかなか人の融通がうまくいっていない、あるいは管理部門が複数にわ

たっているといったことで、そういったいわゆる構造的な課題があるということで、今 社長の方から副市長の方からそういったものに関しては、今年度中に改善の計画をあげ てすぐにも着手していくという報告を受けております。一方において堀井先生が、これ はありがたいお言葉と思いますけれども、今まで二十数年間、旧天王町それから今では 潟上市のブルーメッセとともに観光文化施設として、私は多大な貢献をしてきたことは これは事実だと思いますし、産直センターにあっては売上を徐々に伸ばしていたりして、 かなりお客様にも好評であるということは聞いてございます。つまり、これからどうし なければいけないかというと、そういった強みを我々は伸ばしていって、そして先ほど 言った、例えば宴会部門であるとかそういったレストラン部門をどう集約してそこを効 率的な経営にもっていくかというところを、我々としては、計画的には今年度中には策 定しそして来年度からはもうすぐに実行し、この5年間の中で立て直していくというこ とを模索してまいります。ただ堀井先生おっしゃるとおり、5年経てば確かに来年4月 には市長選挙があって、その新しい市長のもとでまた4年ということですから議会の方 のチェックがないではないかと。私どもとしては毎年ご案内のとおり、この2つの指定 管理者の収支については、すべからく先生方には開示は申し上げつつ、ただ、それでは すまないということであれば、我々としてはまた1段のそういった、我々としてどう思 うかという報告ができようと思います。さらにもう一つ言いますと、これ最初の話に 戻ってまいりますけれども、これは民間と我々潟上市の対等な関係です。もしこの契約 条項等に著しい開きがあったりした場合には、我々はそこは利用者協議のうえ、契約の 途中解除ということは契約上はできます。ですので、そこあたりもそういった毎年のチ エックあるいは定期的なチェックということがたぶんおっしゃりたいことの1つではな いかなと思いますので、そういったことも踏まえて、今後この天王グリーンランド株式 会社、仮にお認めいただければ5年間あるわけですけれども、その定期的な報告等につ いては私どもの方からもさせていただきつつ、この天王グリーンランド株式会社の健全 経営を当然我々としても、私としては望むものという表現しか今のところないですが、 我々としては筆頭株主としてもそういった責任を果たしてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) 13番堀井克見議員。
- ○13番(堀井克見) 藤原市長、一生懸命今のグリーンランドの状態を真っ正面から捉 え、何とかやっぱり過去25年有余の実績を踏まえながらこれを活用して交流人口あるい

はまた地産地消等々で、潟上のそこを金城湯池という地域にしたいという思いは伝わってきました。しかしながら、現状をさておいて、それを思いだけでこのあとも進めるとなれば甚だ疑問です。何点か市長がおっしゃいました。あまり突っ込んでいきますと言葉尻ということになるのでそれは私望みませんが、今市長の答えた中で非常に気になったのは、来年の春までには、はっきり言って潟上の現状を鑑みた場合の再生計画だ、経営再計画というものをお示ししながら云々ということでありました。私はやっぱりそれを示すのが先で、問題なり経営の中で困難に今直面しているとするならば、再生計画というものを私ども住民代表で議決機関、チェック機関である議会側にきちっと示すことが先、それからしかしかこのいってみればして管理者として適当であると、ふさわしいという方と契約してよろしいですかと、それは次の議論です。まず契約ありき、そして来年以降の再生計画を示すからご理解のほどと、これはやっぱり無理がありますよ、我々議会側としては。ほかの議員の皆さんどう思うかわかりませんが、私は後先逆じやないかなと。それをきちっと、まさに自信満々のものを5年のスパンでもって示してもらう、そこから私は事は始まるのではないかなということをまず1つ申し上げたいと思います。議長、悪いけれどももう少ししゃべらせてけね。だめだって言えばやめるよ。

- ○議長(西村 武) 大事なところだからもうちょっと。
- ○13番(堀井克見) ただ議長、話すれば気になるし。やめれと言えばやめるし。ただ これ、肝心なところですものね。いいですか。
- ○議長(西村 武) その思いをすこし述べてください。あとで委員会の方で詳細審査しますので。
- ○13番(堀井克見) それから市長、契約が対等の立場と、これは契約事項はすべて対等です、これのみならず、請負契約で何であれ、その原理原則に立っています、私どもの民主主義社会は。しかしながら市長、雇用云々である程度5年なら5年、10年なら10年のところもあるとおっしゃいましたけれども、やっぱり事業目的とは何なのか、雇用が目的なのか、25年前の精神って何なのかという原点にもう一回立ち返るべきだ、そうだとするならば。現状いる雇用を守るということは、私やっぱり慈善の策ですよ。あくまでも地域の活性化と経済的にも、例えば福利厚生制度としても。本当の意味で潟上市民がどれくらいの頻度でどれくらいの割合で利用しているのか、潟上市以外のものがどうなのか、そこらを私どもチェックしたこともないし聞かされたこともない。その中で税金をつぎ込んで今日まで来ているわけです。資本金はもとより、水ものですから壊れ

れば何千万円、何億円と何回もやってきました。その費用対効果出ているのかというこ と、原点そこにいかないと、雇用云々とかという端の話ではない。ですから、その事業 目的というものの原点にやっぱり当局も立ち返っていかないと、対等な契約だから、そ れはあまりにも当たり前の話でそういうレベルの話じゃないと。そして日進月歩の世の 中で5年間というスパンをそのままでお願いするということはいかがなものかなと。私 はやっぱり、実績上げてグリーンランド株式会社が素晴らしいとするならば、選定委員 会だって我々議会だって否定しませんよ。ただちょっとした手続きやればいいわけです から、5年のものを3年だって2年だって。この経営体は素晴らしいなと思えば、我々 だってやっぱりOK与えます。それが当たり前のことですから。ですからそこらをやっ ぱり、どうも考え方のちょっとすれ違いがあるのかなと思いますので、提案者のことを 私は否定するものでもありませんが、議会感覚、市民感覚では、今私が言っているよう なことの考え方、切り口もあるのだということを、私やっぱり聞く耳ダンボにして、市 長、この際5年でなくても3年でじゃあいこうかとりあえず、そして、その時点におい てまたみんなのチェックなり意見をいただこうかと。その5年にこだわることの意味、 私はやっぱり、全国的にそうなのか、今までもこうだというけれど、私はいかがなもの かと思いますので。私どもはやっぱりこの際、お互いの考え方をやっぱり寄り添ってい い知恵を出していくという、3年くらいあるいは2年くらいの折衷案の中で、そして再 建計画というか再生計画を立てながら進んでいこうというというのが、私やっぱり聞く 耳のある当局そして、また何だかんだ言ったって税金を出動して資本金が4分の3近く 食い込んでいるわけですから、普通の企業だったら破産ですはっきり言えば。そういう ことも踏まえながら、我々議員だってものわかっていなきゃだめだし、ものを言ってい るわけだから、そこらをやっぱりもう少し柔軟に対応すべきではないかなと。わけても 副市長が職務上、言ってみれば無報酬で社長という形で出向といえばいいのか責任ある わけですけれども、おそらく本人は言えないでしょうが辛いと思いますよこれ。それこ そ、数箇月前までは民間の人がいてうん万円の給料もらっているところへ、そしてやっ ぱり、これから本当に大変な再生計画を立てなきゃだめだというものの、トップガバナ ンスをすること、果たしてそういう、本来が副市長が仕事ですからできるのかなという 私どもは不安をもっています。ですからそれやこれやで、本来であればやっぱり特別委 員会でも開いてそれぞれの議員諸君の考え方あるでしょうから、きちっと民意をやっぱ り発言し、そしてすり合わせしてそして進んでいくと。将来後顧に憂いのないような。

私はやっぱりここ瀬戸際だと思います。潟上だって財政余裕あるわけではありません。 大変な状態だということはみんなわかっているわけですから、当然これをやることに よって税金出動が毎年続いていくというまたひとつの背景も出てきますので。市長、こ れ以上やれば、議長ちょっとすいませんが、あとやめますけれども、そういうことをき ちっとやっぱり議論して、そして今回は指定管理契約というものを私どもも意思表示し たいと、最終日になると思いますけれども思いますので、どうぞひとつお互いに対立 じゃなくして前に進むための知恵を出すという形で集約するために、市長からいまひと つの考え方、柔軟性というものをお示ししていただければ。最終的には私どもも粛々と 15日に意思表示すればいいわけですから、聞いてもらえるとなれば私はやっぱりかなり きつい形になるのじゃないかなと、少なくともそういう予感がしますので、その点も含 めて市長どうですか、もう一回だけお願いします。

- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) ただいまのご質問とご提言の方にお答え致します。

まずよかったなと思っているのは、思いは伝わったということで、これは間違いなく 私の思いとして天王グリーンランド、年間言う人が言えば100万人来られて、そういっ たところで、先生のご指摘のとおり関係人口や交流人口の創出には一定私どもの市とし ては恩恵を被っているといった場合に、福祉であるとかそういった観点からいった場合 には、そこには税金投入というのは当然するべきもの。例えば、あそこの入浴施設も当 初は福祉目的でつくった部分がかなり多くて、そういった部分についての収益というこ とを果たして見込んでいたかというとそうではないということもあります。ですから、 ただ堀井先生おっしゃるとおり、時代とともに考え方は変わり、観光施設に変わってい くと、普通であれば観光というものはほどほどペイするものだと、そこに我々の潟上市 の財政を考えたら、そこにはやはり大きな財政投入はできないのじゃないかというお考 えだと思います。今回5年間としたのは、先ほど雇用はということですが原点に戻れと いうことで、もうそれは肝に銘じてまいりますが、原点の1つには、地域の人びとの雇 用の場ということも少なからずあったと私は思います。ですから、その潟上市のその 方々の雇用を守るということが、仮にあの施設が今時代とともに考え方が変わってきた 場合に、このたぶん第3セクターと呼ばれていました。そういったもののことも問われ ているのではないかなと思います。私はそこあたり、先生のご指摘のとおり、この指定 管理期間どうなのだということなのですが、私どもは中で検討した結果として、今回は

5年間が適当ということでご提案申し上げておりますので、そのご判断についてはそれ ぞれ先生方に委ねるものではございますけれども、私も原点に戻った場合にその費用対 効果であるとかそういったもの、この施設を一旦止めて何かできるということではない と思います。行政やその行政に近いところは、確かに課題があるから一旦止めてきれい に清算して何かその作り替えたうえできちっとやればということは、私はそれは理想と してあってしかるべきだしそうしたいと思っています。ただ、世の中の動きも止められ ませんし今このコロナも当然止められませんし、我々はそこはある意味歩きながら走り ながら続けていかざるを得ないと。その中で、私先ほど精一杯申し上げたのは、その経 営再生計画という言葉を私は一言も使っておりませんけれども、そういったものに近い ものはそれはしかるべき時期にはお示しする必要があればしなければならないというこ とであります。そしてもう一つは、あのグリーンランドのいわゆる財産を、これは堀井 先生とまったく一致することだと思いますが、その財産を後世にきちんと残せという意 味だと思うのです。健全経営をしたうえで残せということだと思います。それには、私 どもがどの程度、これからの財政力も勘案した場合にどの程度、これはブルーメッセも 同様ですけれども、どの程度そこに投入し公金としてそれが投入され、そして逆に、今 その時代にあわなかったりあるいは我々市民ニーズとあわないところはどこかというこ とを一緒に考えていただければと思っています。先ほど申し上げたとおり、そのレスト ラン部門であればということですが、例えば食彩館の方につくったレストランの方は、 ほぼかなりの収支を上げてきています。ですからそういった強みを伸ばして、そして今 弱い部門をできるだけその市民の方々のサービスを低下させないようなことを考えなが らやるにはどうするかということは、私の方からもそこは考えていきたいと思いますし、 議員の皆様方からもご提案賜って、そしてこれ、走りながら歩きながらですが、私は次 の歩みに進めていってやり続けていきたいと思っております。この天王グリーンランド 株式会社のことをご心配いただいて本当にありがたいと思っていますし、しかしやはり、 どうしても後世には残していかなければいけないところでございます。それで、いまー つ我々にご指導もいただくことをお願いしつつ、今回5年間という提案ではございます けれども、そこあたりの賢明なるご判断を賜ればと考えてございます。どうぞ宜しくお 願い致します。

- ○議長(西村 武) 13番堀井克見議員。
- ○13番(堀井克見) 12時も過ぎたので。あとやめた方いいでしょう。

- ○議長(西村 武) それで、時間は12時過ぎておりますのでこの件だけ。堀井議員はあ と質問はないのですか。
- ○13番(堀井克見) まずもう一回だけ。
- ○議長(西村 武) それで、もしほかになければ、これで暫時休憩しますけれども。 じゃあもう一点どうぞ。
- ○13番(堀井克見) すいません。大綱質疑なので、それはどこまでが大綱でどこまで が詳細なのか、なかなかラインも引きにくいし。ただ私が1回目、2回目申し上げた中 で、市長が丁寧に精一杯の答弁してきたと、これは私わかります。しかしながら、市長 といえども、まだ4年弱の中で25年以上の歴史のあるものに対してすべて責任負えと、 私はそういうつもりもありません。ただし、目的は何なのか、地域の活性化何なのか、 福利厚生施設がどうなのか、雇用も目的であったのか、それは若干の認識の違いはあり ますけれども、現実を現状を鑑みたときにどうするのかということでこれからスタート です。かつて25、26年前に櫻庭町長時代にやったことが、時代の変遷とともに相当に変 化してきています。変化してきていますから、今の現状があるという捉え方していかな いと、私やっぱりちぐはぐになると思います。したがって、そういうことはやっぱり提 案する段階で我々の声というのは何一つ参酌したわけでもないし、一方的な判断、現状 してまさにとめられないために提案してくるのだと。その論理と、これから税金がどん どんつぎ込まれていって経営状態が結果的に回復する、地域の活性化を維持する、この 理論とはまた違いますので、市長、そこはやっぱり丁寧に議論していく。そのやっぱり 基準となるべくはいわゆる今後の再生計画と私は言っていませんで、いいですよ、それ は捉え方として。しかしながら、現状具合の悪いところをよくしていくための方策とし て、きちっとやっぱり5年の議決をいただきたいならば示すべきです。そのうえで我々 は判断をすると。その部分だけはやっぱり譲れないと思いますから、15日までかかって 何できるわけでもありません。これは物理的に無理です、はっきりいえば。何調査す るったって。したがって、その前のことがちょっと残念でならないのですが、そこらは 市長の考えはわかった。私の思いも少しは伝わったかと思いますから、あとは所管の委 員会でしっかりと無制限1本勝負でやってほしいし、当然、委員長報告に対して私は やっぱりお尋ねしたいと思いますそのことを。そのことを申し上げながら大綱質疑とい うことで、丁々発止まだまだやりたいところはあるのですけれども、これで一応終わり たいと思います。もし市長、あったら一言。

- ○議長(西村 武) 答弁必要だか。わかりました。藤原市長。
- ○市長(藤原一成) お答え致します。

本当にご心配いただいて、まずありがとうございますということが先でございまして、 その天王グリーンランドの今、それからこれまでということと、それから現状で何が課 題かといったようなこと、そういったことは当然今の段階でも把握しているものはござ いますので、そういったものももしあれば、所管の委員会の方でご質疑いただきつつ、 我々としてあるものについてはすべからくお答えしていくということでございます。繰 り返しになりますが、この天王グリーンランド株式会社に指定管理させていくというこ とを、走りながらにはなりますけれども、それじゃあ弱いじゃないかというご議論もあ るかもしれませんが、我々としては、今の現状ではそこまで酷いのかと、その市民の 方々がご利用されて、そしてあそこに来ている子どもたちが遊んでいるあの姿が、じゃ あそこまで酷いのかというとそんなことは決してない。ただ我々が考えるに、このやり 方が確かにこれまで見直す段階というのは何度かあったのかもしれません。ただそれが 今までこういう状態できて、さらにはこのコロナ禍の中でこういう指定管理をまた継続 をお願いするという運びになっているわけですけれども、私としては、それをコロナも 一緒に乗り越えながら、この天王グリーンランド株式会社にお願いしつつ、この財産を 次に残していってきちんとやっていきたいと思っています。この今責任者を副市長にお 願いしていますが、そこは私と副市長の間ということを別にして、そこはかなり負担を かけているなという思いはあります。ただそういったことで、課題についてはいくつか 報告受けておりますが、かなり正鵠を得ているのではないかということでして、そこあ たりを整理していけば十分やっていけるという認識の下で今回ご提案をしたということ をご理解賜って、そしてご判断いただければと考えております。宜しくお願い致します。

- ○議長(西村 武) ほかに質疑ありませんか。そうすれば、これ12時14分になっていますけれども、じゃあ少し皆さんの許可を得て1点だけ。どうぞ、11番伊藤正吉議員。
- ○11番(伊藤正吉) 1点だけ、ちょっと気になったのがあって、今回この指定の提案については、選考委員会の意見を参考にして今回提案されたと思いますけれども、選考委員9名の方がおりましてそのうち当局が5名。本来であれば、こういった指定管理者についての選考委員はすべて民間、例えば市民の方とか専門者の方とか、民間から選出して決めるのが私は普通ではないかなと思いますけれども、それは現在9名の方たちなのでどうのこうのいう立場ではないのですけれども、ただ1点気になったのは、この選

考委員の中に、実際この施設の管理者の副市長がこの選定委員に入って選定しているの が私はどうかなと疑問をもったので、これについて当局はどのように思いますか。

- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) 今の伊藤正吉議員のご質問にお答え致します。

ご指摘のとおりでございまして、この鞍掛沼公園3施設とそれからブルーメッセ秋田についても、副市長は今そこの役員をしておりますので、ここの審議の部分については退席してほかの8名の、4人の職員とそれから4名の方でここを審議していったということになります。今ご指摘の選定委員について行政官が入るのは、他市の例でも行政官入っている場合はありますが、ただそういったことも我々今後調べて、市民からそういった疑問がないような形で、また形態については検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

昼食のため、13時40分まで休憩します。

午後 0時16分 休憩

.....

午後 1時40分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第14、議案第76号 ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について】

- ○議長(西村 武) 日程第14、議案第76号、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定についてを議題とします。議案第76号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。
- ○産業建設部長(櫻庭春樹) それでは、議案書の18ページ及び参考資料の27ページをお 開き願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。潟上市昭和地域農業総合管理施設、

アグリプラザ昭和のことでございます。潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場、潟上市 昭和高齢者ふれあい館、潟上市観賞温室及び花の広場。

2. 指定管理者となる団体。秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1、昭和総合開発株式会社代表取締役千田清隆。

なお、施設及び団体の概要が参考資料にございますのでご参照ください。

3. 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。

令和2年11月30日提出、潟上市長藤原一成。

昭和総合開発株式会社は、これまでブルーメッセ関連3施設の指定管理者として管理 実績を残しております。また、新たに指定管理することとなる観賞温室及び花の広場に ついても、当該施設が秋田県所管施設であった際に指定管理者として実績を残しており ます。今後も関連4施設として、これまでの実績をもとにさらなる集客力・サービスの 向上を図り、施設機能の活用など効果的な管理運営が期待できるものと認められたこと から、指定管理者に指定するものでございます。

なお、潟上市観賞温室及び花の広場でございますが、令和元年12月に秋田県花き種苗センター施設の観賞温室及び花の広場、事務管理棟、倉庫、屋外トイレ、受水槽などの施設設備を秋田県から譲り受けたものであり、現在は市施設として運用しております。 今後は花の消費拡大を図るため、しょうわ道の駅との一体型施設として引き続き活用するため、新たに指定管理施設に追加するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 総務委員会かもわかりませんので改めてあらかじめ話しておきます。

高齢者ふれあい館の所管といいますか主管はどこですか。公園内だから。

- ○議長(西村 武) 櫻庭産業建設部長。
- ○産業建設部長(櫻庭春樹) ただいまのご質問にお答え致します。 高齢者ふれあい館については、所管は長寿社会課でございます。
- ○議長(西村 武) 10番佐藤議員。
- ○10番(佐藤義久) 長寿社会課はわかりましたけれども、これも引き続き長寿社会課 で所管していく考え変わりませんか。。
- ○議長(西村 武) 櫻庭産業建設部長。

- ○産業建設部長(櫻庭春樹) 高齢者ふれあい館につきましては、引き続き指定管理の一部として指定管理致しますけれども、市の所管と致しましては長寿社会課の所管となります。
- ○議長(西村 武) 10番佐藤議員。
- ○10番(佐藤義久) 県の方から譲る受けましたという説明ありましたけれども、事務 所等に管理等についてですけれども、条件等々付加されておるものですか。
- ○議長(西村 武) 櫻庭産業建設部長。
- ○産業建設部長(櫻庭春樹) 施設管理棟でございますけれども、基本的には、花に関連 する集会等であれば使ってもいいということになっております。花とか農業関係の集会 です。そういうので使う場合は使ってもいいということで伺っております。
- ○議長(西村 武) 10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) できない行事といいますか施設利用できないものは何でしょうか。 どういうものでしょうか。
- ○議長(西村 武) 佐々木産業課長。
- ○産業課長(佐々木渉) お答え致します。

花の講習会及びその花卉等の集会等のもの以外のものに関しては、すべては使用してはいけないということで県の方から指導を受けております。

以上です。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

【日程第15、議案第77号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について】

- ○議長(西村 武) 日程第15、議案第77号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の 指定についてを議題とします。議案第77号について、当局より提案理由の説明を求めま す。仲山福祉保健部長。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) それでは、議案書の19ページ及び参考資料 の31ページをお開き願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

- 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。潟上市防災・健康拠点施設、トレイクかたがみでございます。
- 2. 指定管理者となる団体。秋田県潟上市昭和大久保字街道下92番地1、医療法人正和会理事長小玉敏央。

なお、施設及び団体の概要が参考資料にございますのでご参照ください。

3. 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。令和2年11月30日提出、潟上市長藤原一成。

医療法人正和会は、当該施設の運用開始当初から当該施設の指定管理者として実績を残しており、長年にわたり地域の医療・福祉等の維持発展に貢献している法人であります。この長年にわたる医療・介護事業での経験を生かし、当該施設の設置目的である市民の健康、体力づくり活動を通じた市民の健康寿命の延伸に向けたサービスの提供や施設の利用促進への取り組みなどが期待できるものと認められたことから、指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。
- ○13番(堀井克見) このトレイクかたがみ、先ほど行政報告の中にも市長から3年で10万人の利用者がおったと。初期の目的を十分に達成してるやの話があったと思います。10万人の方々が単純に割れば3万3,000人くらい利用されたということは、当初の目的を達成しているのかなとその数値的な部分では。一方において、これは発足当時から私ども申し上げているわけですが、県とのタイアップ事業でありました。その後、防災拠点でもあるしまた健康の増進拠点だということで、はっきり言って、毎月数百万円と、当然、かける住人ですから数千万円の税金が投入されていると。当然費用対効果というものを、10万人ということで喜びはひとつなのですが、おおざっぱにいうと。ただその内容の分析、10万人の利用した方々がどういう結果的に、ここにも書いてありますけれども市民の健康、体力増進の活動に通じた、そして市民の健康寿命の延伸等ということでお題目書いてありますけれども、費用対効果とかその分析というものは結果的には、例えば国保の負担だとか具体的に市民がどれほど健康な状態にいたったのか、この施設があるためにこの成果によって。こういうことをやっぱり10万人の分析と同時にそれをお示ししてもらう。これがやっぱり私は3年間の検証であり、それを踏まえながら向こう5年間に対する管理委託ということにつながっていかなければいかがなのかなと。全

体的な売り上げ決算出ていますけれども、市の拠出金と全体的な数量等のトータルの中で当然、財政的な運営していくわけですけれども、どれくらいの職員がおって、潟上市から拠出されるその公的税金がどのくらいの役割を果たしているのか、そこらの分析もやっぱりある程度ここにやっぱりお示ししていただかないと、ただ10万人来たからよかった、そしてまた、市民の健康増進のためにはどうなってきてどうなっていくのだというひとつのシミュレーションを、実績あるという文言も使っていますから、それをお示しをいただければ我々としても大変理解度が深まると。そして最終的に5年が適当か否かということの判断に至るわけですけれども、そこら、今提案の部長から参考資料あるからということでしたけれども、これ見る限り、今私が申し上げたこことは一切わかりませんのでそこら辺について。所管の委員会でやるでしょうけれど、答えられる範囲で今少しお答えを求めたいと思います。それを踏まえながら、所管の委員会でもってウイングを広げ掘り下げて、そしてきちっと質疑をしていただきたいということも含めてお答えを求めますがいかがですか。

- ○議長(西村 武) 仲山福祉保健部長。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、トレイクが10万人の利用者がおるということでございますけれども、当然、健康の増進施設でありますので、堀井議員がおっしゃったように、健康増進にどうつながったのかというのはやはり主管課としても大変重要な部分でございまして、市長の市政方針にもありましたけれども、やっとまるまる2年運営状況が過ぎておりますので、このあと、今年度の事業が終了した段階で、かなりの詳しい部分でその成果というものを数字として表すことができるのかなと思ってございますので、できれば来年の6月議会くらいにはそういった数値出せるものの範囲内の健康の増進がどのように、何人の方が利用してどのような改善がみられたのかということをお示しする機会があればと考えてございます。

あと、費用対効果の件でございますけれども、ああいった施設でございますので、当然市が直営で行った場合でも、設備それから設備の維持管理費それから光熱水費、燃料等については必ずかかるものではございますけれども、問題は人件費部分だと我々も考えてございます。ただ、ああいう施設でございますので、なかなか一般の職員だけでは対応できない部分、これはやはり医療のきちっとした資格を持っている方々が指導する

なり助言をするなり、そういったことの重要性が大事になっておりますので、今現在の組織をご案内申し上げますと、まず施設長ということで全体の管理、それから一般事務者1名、それと健康運動指導師が2名、それから保健師1名、それ以外にスポーツ指導者それからスポーツの事務補助員それから館内の清掃員、そういった方々で構成されております。トータルで、正職員とパート合わせますと11名で運営している組織でございます。ただ、これは表面上でございますけれども、様々ないろんな講座、教室等も実施しておりますので、そういった場合の講師としましては、医療法人正和会の方から派遣をしていただきながら、自分たちで独自に様々な健康講習会もして実施しているという状況でございますのでお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(西村 武) 13番堀井議員。
- ○13番(堀井克見) 今担当部長から、大括りでのお答えいただいたと受け止めていま す。この10万人ということは喜ばしいことだということは申し上げたとおりなのですが、 おやっと思ったのは、正味2年だと、このあと来年の6月ころまでかけて、その間のき ちっとした検証と実績等々を踏まえて、そして我々市民に提示をするということであっ たと思います。それで言ってみればそうすれば、あなた方の主義、主張はわかるのです が、エビデンスとしての支出というものの裏打ちがなければ、ただ10万人だけで喜んで はいられないと私はそう思います。くる年もくる年もうん千万円と税金投入していくわ けですから。エビデンスを示して、そして10万人が来てくれて、そして今後こういう展 開になっていって健康増進と費用対効果につながっていくのだと、これやっぱり時系列 にきちっとお示しする。ここに平成30年から当該施設の管理指定者としての実績を残し ておりと、実績を知るすべもないです、10万人はわかりましたけれども。その中身の分 析だって、潟上市内なのか外なのか、そして、はっきり言えば、健康増進に関わる集ま りなのか集まりでないのか、同じ人が反復的に利用して10万人のどれくらいの役割を示 しているとか、そういうエビデンスを示してなおかつ10万人が利用されて、これからも ウハウハこの施設は費用対効果、税金出動に見合う成果が上がってくるのだよと。最終 的には国保会計まで効果が出てきて、結果的に市民3万2,000人の健康増進につながっ たんだよと。すべて出せとは言いません、まだ途上ですから。少なくとも来年の6月ま でに出ないものをということで今部長がおっしゃったわけですから、それを元にして実 績上がったから3年のものを5年にもっていかなきゃだめなのだと期間を。これ整合性

とれますか。ですから焦るなと。きちっと3年なら3年でもって区切って、正にこのコロナ禍だし、財政もひっ迫してきて、場合によっては危機的だかもしれない、潟上市そのものが。その中でも、いやおうなしに経常経費的に何千万円という税金がつぎ込まれる。総合的に俯瞰しているものではないとだめですよということで、私は議員の立場で申し上げている。そこらきちっと検証されたの。そしてはっきり言って、将来の目処が立っていると言ったってエビデンス示されていないから我々は理解できません。だから、そういうことを当局提案者としてはどう考えているのですかと。所管の委員会でもっと掘り下げてウイング広げてやるでしょうけれども、少なくともまさに大綱的なものの切り口で言えば、そういうことを私は普通に感じます。ですからそれについて、もうちょっときちっと絞った形でのご答弁いただけますか。

- ○議長(西村 武) 仲山福祉保健部長。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(仲山和法) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどの答弁につきましては、ちょっと舌足らずのところがありましたのでご 容赦願いたいと思います。

まず、10万人でございますけれども、市長がご報告したとおり、市内外を含めての10万人でございますし、先ほど堀井議員からもご説明ありましたように、必ずしも健康増進事業に参加した方だけの10万人ではございませんので、当然文化的な催し物とかにも使われますし、そういった意味では10万人という数値が必ずしも行政側が目的としているものに合致したかというとそうでもない部分もあるということは事実と思います。ただ、福祉保健部の方で担当しておりますので、我々の方で把握できますのは、市が委託している各種の健康増進事業それからトレイク側の方で独自に実施している健康講座それから健康の講話会、そういったものの参加者に対するアンケート調査や追跡調査、こういったものは通常であれば1年ごとに実施するはずでございますけれども、残念ながら、今年に限りましてはコロナの関係で事業が実施できなかった部分も大半ございましたので、そういった意味で丸々1年間を通して十分な検証をするためには来年の6月までかかるのかなということでご説明申し上げたところでございました。そういった意味では、各利用者の方々がどういった健康増進、それが行政側の保険者としての効果にどう反映しているのかというところの調査につきましては時間はかかるとは思いますけれども、それについてまず独自で調査をしながら公表していきたいなと考えてございます

し、当然このあと、はたしてこれまでどおりの順調な利用者が増えていくのかということでございますけれども、それはなかなか難しいとは思いますけれども、やはりリピーターの方々を増やしていく努力も惜しまずに行政側それから委託側両方でございますけれども、協議しながら時代にあったような取り組みをしていきたいと考えてございますのでお願いしたいと思います。

- ○議長(西村 武) 13番堀井議員。
- ○13番(堀井克見) 部長、今おっしゃったこと一部は理解できました。しかしながら、 非常に素直に10万人というものの概ね分析してみたら、健康増進に関わるところのパー センテージは読み切れないと。そうだと思います。なのに実績はありますし、その実績 に基づいて向こう5年と。ここがやっぱりどうなのかなと。まさにエビデンスに基づい てどの部分で、内外を含めてどういう活用をされたのか、それをやっぱりお示しするの が今回の議案出す場合の参考資料の基本です。ましてこのまま所管にいったところで、 所管の委員の皆様も優秀な方々おりますからこれは信頼するわけですけれども、そうい う議論のベースがなければ議論もできません。そもそも来年の6月に譲らざるを得ない ということもはなからあるわけですから。ですから、それをもう少しきめ細かくきちっ と首尾一貫したものを提案してもらわないと審査すらできないということなのです。攻 めるわけではありませんけれども、内容これまったくベールに包まれてわかりません。 臨時職員含めて11人おられると、施設長も含めて。それから4,000万円以上出ているで しょう。ならしてみれば400万円になります、10人といえば。それくらいの人件費払っ ているかどうかこれまではいきませんが、はたしてそれが妥当な対価なのか等々も含め て。潟上親本体の財政厳しいということはみんな承知のことだから、こういう需用費だ とか管理費、委託費、これにメスを入れていかないと立ち行かなくなります。ちょっと 話広がりますが。そこらも含めて私はやっぱりこのとおり非常に日進月歩だし、今の社 会状況を鑑みながらもやらなきゃだめだということで、午前中もちょっと申し上げまし たがこれみんな共通項です。危機感というのはそこらにあると。提案者は提案者の根拠 と思いでやっているでしょうけれども、まさに議会側、二元代表制の一翼としてそうい う声があるから言っているのです。いずれにしても、これ以上いくとまた議長じゃない ですけれども大綱質疑をオーバーランしたと言われかねないのでやめますけれども、 もっとそういうエビデンスを示しながら、所管の委員会でどうぞ深く広くもんでくださ いと、そして15日に意思表示してくださいというものの準備してください。そのことを

あわせてまずお願いすると同時に、これからの状況というものをしっかりと説明して、 所管の委員長からもそのことを承りたいと。状況によっては15日にまたここで足りない ところはお尋ねしたいということを申し上げて、この質問は終わりたいと思います。も し、それに対する反論なり答弁あったら、部長答えてほしい。どうですか。

- ○議長(西村 武) 藤原市長。
- ○市長(藤原一成) ただいまのお尋ねについて答弁申し上げます。

まず1つ、10万人というものの中の分析というのは、たぶん所管の委員会の方で我々 もそこはこの指定管理している正和会さんの方からいただいている資料はありますので、 概ね10万人のうちに健康増進に関わらないものの利用というのは、やはり相対的には当 然少数であり、そして、ではこれはかなりエビデンスを示せというと難しいことになり ますが、その中で団体利用とかあるいはいろんな団体さんが体操したりということの数 がそれイコールどのくらい健康増進につながったのかというのは、教育の評価と同様に かなり示すのは時間がかかるし難しいということは、これはご理解いただけると思いま す。この指定管理者制度のまさにその弱点というべきものを堀井先生の方でお突きに なっているわけですが、午前中は走りながらと申し上げましたけれども、この正和会 さんの方は、この実際、健康増進事業はじめたのは最初の準備期間からはじめていくと、 実質2年あるかどうかという中であった10万人で、私はこれは、私ではなくてその市民 の方々含めてこの指定管理者、私は褒めてやってほしいなと思っています。実際に、最 初この話は私が市長に就任する前にほぼ骨格が出来上がっていて、いろんなやり取りの 中で先生方もご議論重ねたうえでやられていることで、もしそうだとするならば、この 健康寿命の延伸、市民の健康づくりという、私のこの市長としては、私の政策の中の太 い1本だと思っています。であれば、その政策自体の優先順位がおかしいということで あれば、私はそのとおりだなということで、もしそれもエビデンスを示していただいた うえで言われるのであればそうだろうと。しかしこれはご案内のとおり、県も今健康寿 命を日本一にするというそういった中で、我々も歩調をあわせて県との共同事業の中で この施設を設けて、一方においては防災拠点施設としても活用しているわけです。この オギャーと言って生まれたこの施設、私はそこを10万人やったことは、私ももしいち市 民であれば褒めてやりたいし、それを育てたいと思っています。実際にこのことについ ては、部長の方からもあったとおり、これは午前中あった議論と同じなのですが、それ はそういったものがそろった段階で議会で報告すべきものは我々は理解して報告しなが

ら、議員の皆様方それから市民にご理解得られるような形でやっていきたいと思っています。ぜひ、この健康寿命の延伸に関するこういった事業については、私はとても大事な事業だと思ってございますので、そういったものも含めてご理解いただいたうえでご議論いただければと思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

- ○議長(西村 武) 13番堀井克見議員。
- ○13番(堀井克見) 市長が今答弁の中で力説しておりますが、この健康事業とは健康 施設をはなから否定するものでは絶対ありませんから、そこはまずご理解してほしい、 ご理解しています。ご理解しているがゆえに、公共に供する施設、税金を投入する、そ ういう総合的な判断からさらなる成果をあげ、そしてやっぱりものをやるときはエビデ ンスがなければ、創造だとか思いが先走りますからそれではいけないよと。今市長が おっしゃったように、この健康施設をはなからまったく否定していないし、健康なくし てすべてがありません、人間そのものが。ですから、健康増進のためには1丁目1番地、 これは理解できますし、私はそれを否定しません。しかしながら、やみくもにしからば やってもいいかと。背景となる財政、これもまたやっぱり万全でなければ継続性も立ち いかないわけですから、そこも含めて申し上げているわけであって、あわせてこの時点 においての途中の検証と、向こう5年間進んでいくためのきちっとしたやっぱり判断を するためのベースデータを明らかにできるだけしてほしいということの思いを込めなが ら、お願いを込めての質問でありますし、これ以上はあとやりませんけれども。市長、 これを否定するということははなからそういうことはありませんので、むしろ誤解なさ らないように。10万人来たことは喜んでいますし褒めてあげたいです正和会を。それで またぬか喜びもいかがなものかという切り口によってはあるということなので、逆にご 理解してください。

以上。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第78号 体育施設2施設の指定管理者の指定について】

○議長(西村 武) 日程第16、議案第78号、体育施設2施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案第78号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長(伊藤 貢) それでは、議案書の20ページ及び参考資料の34ページをお開き 願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

- 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。潟上市天王総合体育館、潟上市天王中央庭球場。
- 2. 指定管理者となる団体。秋田県潟上市天王字持長根93番地1、一般社団法人潟上 市体育協会代表理事淡路芳和。

なお、施設及び団体の概要が参考資料にございますのでご参照ください。

3. 指定の期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。令和2年11月30日提出、潟上市長藤原一成。

今回の指定管理の指定につきましては、新たに指定管理制度を導入するものでございます。

一般社団法人潟上市体育協会は、令和2年4月1日に法人化し組織の基盤強化を図っており、長年にわたり地域スポーツの振興や競技力の向上に努めていることから地域に密着した運営、施設機能の活用等、効果的な施設の管理・運営が期待できるものと認められ、指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第79号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について】

○議長(西村 武) 日程第17、議案第79号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更 についてを議題とします。

議案第79号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の21ページをお開き願います。

提案理由でございますが、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の一部

変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。 次のページをお願い致します。

規約の改正内容についてご説明致します。

提案理由でご説明しましたとおり、「能代市山本郡養護老人ホーム組合」を「三種・ 八峰養護老人ホーム組合」に改めるものでございます。

なお、この規約は議決後知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものでご ざいます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第80号 令和2年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)について から 日程第22、議案第84号 令和2年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)について】

○議長(西村 武) 日程第18、議案第80号、令和2年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)から日程第22、議案第84号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまでを一括議題とします。

議案第80号から議案第84号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明致します。 別冊の、令和2年度潟上市一般会計補正予算書(案) (第9号) の1ページをお願い 致します。 議案第80号、令和2年度潟上市一般会計補正予算(第9号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,789万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億7,358万6,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正でございます。

国庫補助事業の交付決定により地方債を追加するもので、小学校整備事業1,580万円、中学校整備事業300万円、社会体育施設整備事業2,940万円を限度額とするものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金は4,856万4,000円の追加でございます。

主なものは、障害者自立支援給付費負担金2,976万1,000円で、障害福祉サービスの利用人数の増に伴う実績見込みによる増額でございます。

2項1目総務費国庫補助金は1,197万2,000円の減額で、特別定額給付金給付事業の終了に伴う精算でございます。

5目教育費国庫補助金は2,469万7,000円の追加で、内訳は、学校施設環境改善交付金 2,224万7,000円及び公立学校情報機器整備費補助金245万円でございます。

学校施設環境改善交付金のうち945万5,000円は小・中学校トイレ洋式化事業分で、

1,279万2,000円は天王総合体育館ボイラー・空調機器更新事業分でございます。

15款1項1目民生費県負担金は2,115万1,000円の追加でございます。

主なものは、介護給付費・訓練等給付費負担金1,488万円で、障害福祉サービスの利用人数の増に伴う実績見込みよる増額でございます。

9ページをお願い致します。

2項2目民生費県補助金は272万8,000円の追加でございます。

主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金254万8,000円で、年度途中の施設利用者が増加したことによるものでございます。

21款1項市債は、6目教育債4,820万円の追加でございます。

小学校整備事業債1,580万円と中学校整備事業債300万円は、9月定例会で議決いただいた小中学校のトイレ洋式化について、その一部が国庫補助事業の対象となったことから、補助事業の地方負担分に交付税算入のある防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債

を活用するものでございます。

社会体育施設整備事業債2,940万円は、天王総合体育館のボイラー・空調機器更新について国補正予算に伴う補助事業の対象となったことから、交付税算入のある補正予算債として学校教育施設等整備事業債を活用するものでございます。

10ページをお願い致します。

歳出予算の主なものを申し上げます。

各予算項目に計上されております人件費に関する補正予算325万2,000円の減額の主なものは、職員の異動定時改定による共済組合負担金の増と、職員の異動・退職等に伴う職員給料の減、職員手当等及び共済組合負担金の増減でございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止又は縮小したことによる減額が2,548万1,000円でございます。

それでは、歳出予算の主なものをご説明致します。

2款1項17目基金費は5,063万4,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。 11ページをお願い致します。

3項1目戸籍住民基本台帳費は68万1,000円の追加で、人件費以外の主なものは、マイナンバーカードについて、国が未取得者に取得勧奨通知を発送する予定であることから、今後交付申請及び受け取りの来庁者増に対応するため、出張所での申請受付を実施するためのタブレット端末の増設等に係る経費でございます。

4項5目市議会議員補欠選挙費は343万4,000円の追加でございます。1人欠員となっている市議会議員の補欠選挙に係る経費でございます。

12ページをお願い致します。

7項1目特別定額給付金事業費は1,131万8,000円の減額で、事業終了に伴う精算でございます。3万2,383人の市民に対し10万円を給付し、給付金の実績は32億3,830万円でございます。

13ページをお願い致します。

2 目事業者継続支援費は1,650万3,000円の減額で、事業者継続支援金給付事業の終了 に伴う精算でございます。972事業者に対し、9,720万円を給付しております。

3款1項2目障害者福祉費は6,165万8,000円の追加で、主なものは、介護給付費・訓練等給付費5,952万4,000円でございます。居宅介護・生活介護サービス利用人数の増に伴う実績見込みによる増額でございます。

14ページをお願い致します。

2項4目保育園費は2,380万3,000円の追加でございます。

主なものは、特定保育施設運営費負担金702万6,000円と,特定地域型保育施設運営費 負担金1,978万9,000円で、潟上市立以外の施設利用者が増加したことによるものでござ います。

15ページをお願い致します。

4款1項3目母子保健費は510万8,000円の減額でございます。

主なものは、謝礼425万8,000円で、新型コロナウイルス感染防止対策のため、乳幼児 健診を医療機関健診に変更したことにより、医師等への謝礼を減額するものでございま す。

4目成人保健費は902万2,000円の減額でございます。

主なものは、がん検診委託料992万円で、新型コロナウイルス感染防止対策のため、 乳がん検診及び子宮がん検診等の集団住民検診を中止したことにより、検診委託料を減 額するものでございます。

16ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は524万5,000円の減額でございます。

内訳は、県園芸作物価格補償事業負担金が確定したことによる221万3,000円の減額と、新時代を勝ち抜く!農業夢プラン応援事業費補助金の確定による303万2,000円の減額でございます。

10款1項2目事務局費は217万6,000円の追加でございます。

17ページをお願い致します。

主なものは、学校備品458万2,000円で、公立学校情報機器整備費補助金を活用して学校の臨時休業期間にオンライン授業を実施する際、インターネット通信環境のない家庭に貸し出しできるモバイルルータを整備するものでございます。

2項1目学校管理費は1,164万6,000円の追加で、主なものは、小学校施設・設備改修 工事864万1,000円でございます。来年度、追分小学校のクラスが増となる見込みのため、 多目的スペースを普通教室に改修するものでございます。

4項2目幼稚園費は735万円の追加で、主なものは特定教育施設運営費負担金678万9,000円でございます。私立幼稚園への入所者で満3歳児入園児童が増となっていることなどから、実績見込みによる増額でございます。

18ページをお願い致します。

7項3目体育施設費は4,224万1,000円の追加で、天王総合体育館のボイラー及び空調機器の更新に係る設計等委託料282万6,000円と工事請負費3,941万5,000円でございます。 国の補正予算の学校施設環境改善交付金事業を活用して整備するものでございます。

19ページをお願い致します。

12款1項公債費は1,233万9,000円の減額で、市債の利率確定等によるものでございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、各特別会計及び水道事業会計でございます。

令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書(案)(第3号)の1ページ をお願い致します。

議案第81号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,257万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,764万4,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、昨年度の秋田県国民健康保険団体連合会の高額医療費共同事業の算定誤りによる国への返還金3,422万3,000円でございます。

次に、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書(案)(第3号)の1 ページをお願い致します。

議案第82号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,213万円とするものでございます。

補正予算の内容は、制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修委託料でございます。 次に、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書(案)(第3号)の1ページをお願い致します。

議案第83号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,936万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、制度改正に伴う介護保険システム改修委託料610万円の増額、 配食サービスの利用増に伴う食の自立支援事業委託料71万1,000円の増額でございます。

次に、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算書(案)(第2号)の1ページをお願

い致します。

議案第84号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)は、収益的支出に 372万1,000円を追加するものでございます。

補正予算の主な内容は、漏水等への緊急対応が増加したことにより修繕費の残額が不足しているため、328万6,000円を増額するものでございます。

資本的収入は、企業債7,000万円の減額でございます。新浄水場に係る実施設計分で、 一般財源で対応することとしたため減額するものでございます。

○議長(西村 武) これで大綱説明を終わります。

【日程第23、同意第23号 潟上市豊川財産区管理委員の選任について】

○議長(西村 武) 日程第23、同意第23号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について を議題と致します。

同意第23号について、提案書の説明を求めます。藤原市長。

○市長(藤原一成) それでは、本日配付致しました議案書及び略歴をご覧ください。

同意第23号、潟上市豊川財産区管理委員の選任について。

下記の者を潟上市豊川財産区管理委員に選任したいので、潟上市豊川財産区管理会条 例第3条の規定により議会の同意を求める。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字仁山7番地

氏 名 佐々木松彦

以上でございます。

生年月日 昭和22年11月20日

住 所 潟上市昭和豊川船橋字川原崎52番地

氏 名 奈良政紀

生年月日 昭和42年1月21日

住 所 潟上市昭和豊川山田字家の上47番地

氏 名 石川忠志

生年月日 昭和24年11月23日

次のページをお願い致します。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字古井内10番地2

氏 名 藤原善則

生年月日 昭和26年11月30日

住 所 潟上市昭和豊川槻木字畑妻34番地2

氏 名 佐々木昭一

生年月日 昭和18年3月9日

住 所 潟上市昭和豊川槻木字真形尻56番地

氏 名 森 久樹

生年月日 昭和26年6月6日

住 所 潟上市昭和豊川竜毛字開沢44番地6

氏 名 川上和敏

生年月日 昭和20年6月3日

令和2年11月30日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、令和2年12月26日付けで潟上市豊川財産区管理委員が任期 満了となるので、潟上市豊川財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を得て 選任しなければならないものでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

以上です。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第23号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、同意第23号については、同意すること に決定致しました。

【日程第24、予算特別委員会の設置について】

○議長(西村 武) 日程第24、予算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。議案第80号から議案第84号までについて、全員の議員で構成する予算 特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますがご異議ござい ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号から議案第84号まで については、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに委託して審議する ことに決定致しました。

【日程第25、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長(西村 武) 日程第25、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議 長において指名することとしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副 委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算特別委員会の委員長には2番戸田俊樹議員、副委員長には7番鐙仁志議員を指名 したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。 なお、予算特別委員会は、12月4日及び15日に開催し、あわせて各常任委員会からな る予算特別委員会の分科会を設置し、12月4日から8日まで詳細審査をすることとした いと思いますのでご報告を致します。

【日程第26、陳情第10号 から 日程第29 陳情第13号】

○議長(西村 武) 日程第26、陳情第10号から日程第29、陳情第13号までを一括議題と 致します。陳情第10号から陳情第13号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり 所管の常任委員会に付託したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号から陳情第13号については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、明後日12月2日水曜日午前10時から本会議を再開しますのでご参集を願います。 本日は大変ご苦労様でございました。